

# 療養費の申請について

受給者証が届くまでの期間に、ご自分でお支払いになった医療費の一部を還付します。

## <還付の内容>

- 一部負担金のうち、受給者証を提示した場合に助成されなかった医療費を還付します。
- 申請日から支払日までは、3ヵ月程度要します。
- 健康保険の高額療養費制度が優先されます。
- 加入している健康保険によって独自に附加給付制度を定めている場合があります。  
その場合は、保険者に確認し、給付額を控除した額を還付します。
- 申請内容によっては、医療費の還付がない場合もあります。

<対象者> 受給者証の有効期間内に、認定された指定難病の治療で、

- ① 指定医療機関の窓口で総医療費の3割を一部負担金としてお支払いになった方
- ② 1ヵ月間の指定難病の治療に係る医療費の合計が、受給者証に記載された自己負担上限額を超えた方

## <申請先及び問い合わせ先>

お住まいの区	所在地	電話番号
中央区	〒260-8511 中央区中央4-5-1 きぼーる13階	043-221-2583
花見川区	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1	043-275-6297
稲毛区	〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4	043-284-6495
若葉区	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1	043-233-8715
緑区	〒266-8550 緑区鎌取町226-1	043-292-5066
美浜区	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2	043-270-2287

<申請方法>

お住まいの区の保健福祉センター健康課に以下の書類をご提出ください。

必須書類	<input type="checkbox"/>	1	千葉県指定難病療養費支給申請書	消すことができるインク（フリクション等）のペン及び修正テープは使用しないでください。
	<input type="checkbox"/>	2	領収書（原本）	・申請に係るすべての領収書が必要です。 ・領収書の原本はお返しできます。
	<input type="checkbox"/>	3	指定難病療養費証明書	・指定医療機関が記載する書類です。 ・病院や医療機関など1医療機関に対し、1枚の証明書が必要です。また、医療保険用と介護保険用で様式が分かれていますので、ご注意ください。 ・証明書作成に必要な文書料は自己負担となります。 ※自己負担上限額の変更に伴う過払い分の払い戻しの場合は、上限額管理手帳のコピーが証明の代わりとなるため提出不要。
	<input type="checkbox"/>	4	特定医療費（指定難病）受給者証	申請対象期間中に有効なもの（記載内容及び対象期間に医療費助成の認定を受けていることを確認します）。
	<input type="checkbox"/>	5	自己負担上限額管理手帳	申請対象期間中の受給者証の利用状況を確認します。
	<input type="checkbox"/>	6	健康保険の資格が確認できるもの	「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの 等 ※申請対象期間中に加入していた保険が現在加入のものとは異なる場合は、申請書の保険者情報を必ず記入してください。
	<input type="checkbox"/>	7	振込先がわかる通帳やキャッシュカードの写し	申請者の銀行口座の情報がわかるもの
該当者のみ	<input type="checkbox"/>	8	委任状	※申請者以外の口座に振り込む場合のみ
	<input type="checkbox"/>	9	戸籍謄本・抄本等（写し可）	※受給者が死亡している場合のみ ・受給者と申請者の関係がわかるものをご提出ください。 ・住民基本台帳が千葉市内にある方、かつ申請者と受給者の関係が住民基本台帳システムで確認できる場合は提出を省略できる場合があります。詳細はお住まいの区保健福祉センター健康課にご確認ください。
	<input type="checkbox"/>	10	申立書	※受給者が死亡している、かつ、相続人が配偶者以外の場合のみ ・相続人が他にいないこと等を申し立てるもの。詳細はお住まいの区保健福祉センター健康課にご確認ください。
	<input type="checkbox"/>	11	限度額適用認定証	※交付されている方のみ
	<input type="checkbox"/>	12	介護保険負担割合証	※交付されている方のみ
	<input type="checkbox"/>	13	・高額療養費決定通知書 ・附加給付額決定通知書 等	※交付されている方のみ ・健康保険組合から支給された高額療養費や附加給付等の金額がわかるもの ・医療費10割を窓口負担した場合は、組合から払い戻しを受けたことがわかるもの